

【用語】新田郡本町村―新田郡藪塚本町 若江者―若者、一般に一五歳から四〇歳くらいの子 三ツ目―婚礼から三日目の祝い事 花会―襲名披露などの催し物 遊日―村の休み日 定使―村内外の連絡事務を行う者 馴合―ここでは、ひそかに親しくなること 酒代―酒手、心づけ、余分に与える金銭 一簾―一つの箇条

【解説】村の慣習をもとに成文化されてきた村議定は、村内の自治的な規約として村民が合議して定めたところに特徴がある。この文書は、幕末の文久二年（一八六二）本町村の振舞い儉約等に関する議定書で、後略部分では村民一五二人と村役人一人が連印している。これは近年、祝儀・不祝儀などの振舞いがだんだん派手になり、村民の経済的な負担も嵩んできたことを背景に、村民一同が相談して質素儉約などを取り決めたものである。

内容は七カ条から成り、浪士への賄いは有り合わせのものとし、婚礼等の祝い事は親類・組合と向こう三軒両隣りまでとすること、また不祝儀の際の清め酒は一升までとすることなどである。ほかに、婚礼後の祝い事の自粛、催し物などの誘いは断ること、男女の馴れ合いや密通の禁止といった条項は、幕末期に若者らの不法な行為が目立つようになつてきたことを示すもので、村ではこれらの問題も合わせて取り決める必要に迫られていたことがうかがえる。なお、この議定書は本町村を支配していた幕府代官と旗本松平家の両役所へ届け出て承認を受けたものである。